

オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 静岡家裁浜松支部審判についての弁護士声明

2023年10月13日

オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判

申立人鈴木げん・代理人弁護士一同

1. はじめに

静岡家庭裁判所浜松支部（裁判長裁判官関口剛弘、裁判官木地寿恵、同鳥田真人）は、本年10月11日付審判（以下、「本審判」）で、申立人鈴木げんの性別取扱い変更を求める家事審判申立て（オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判、通称「俺裁判」）に対し、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の定める性別の取扱いの変更の要件のうち、同法3条1項4号の規定（以下、「本件規定」）について、憲法13条に違反し、違憲無効であると解するのが相当であるとの判断を下した。

2. 俺裁判とは

俺裁判は、トランスジェンダー男性である申立人による性別取り扱い変更を求める家事審判手続きである。

申立人は、出生時に「女性」として法的性別を割り当てられたが、男性としてのアイデンティティを一貫して有してきた。そのアイデンティティを明確に自覚してからは、戸籍名を変更し、男性ホルモン投与治療、乳腺摘出手術を受けるなどして、男性として社会生活を送ってきた。そうした医療ケアにより既に身体に抱いていた違和感は解消されたため、生活を送る上で卵巣摘出手術を要しておらず、同手術を受けていない。

しかしながら、本件規定は、法的性別取り扱いを変更するために「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を要件として定め、実質的には生殖

腺除去手術を受けることを求めているところ、申立人は同要件を満たさず、法的性別取り扱いが「女」のままであった。

俺裁判は、本件規定が憲法の保障する人権を侵害し違憲無効であると主張し、本件規定の要件を満たしていない申立人について、法的性別取り扱いを「男」とする変更を求めたものである。

3. 審判の概要

本審判は、「本件規定が存在することにより性同一性障害者が制約を受ける人権の内容、性質及び制約の程度は重大なものであるところ、本件規定の立法目的のうち親子関係等に関わる問題の発生とこれに伴い社会に混乱を生ずるおそれに配慮するという目的を踏まえても、本件規定の定める要件を不要とした場合に生じ得る親子関係に関わる問題発生の可能性や程度は限定的なものであって、それを理由に性同一性障害者の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を一律に制約することは、人権制約の手段・態様として必要かつ合理的なものとは言い難いこと、また、本件規定の立法目的のうち社会の急激な変化に配慮するという目的を踏まえても、特例法が施行されてから現在に至るまでに、社会的状況は、先にみたような国内外の動向に沿って変化が進んできているところであって、現在、上記のような配慮の必要性は相当小さくなっているといえること等を総合較量すると、本件規定の目的を達成するために本件規定による制約を課すことは、もはやその必要性・合理性を欠くに至っている」と述べ、本件規定を違憲無効とする憲法判断を示し、申立人の性別取り扱い変更を認めた。

国内外の動向として、日本精神神経学会が確定した「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」の改訂（特例法制定当時は、精神的治療、ホルモン療法ないし乳房切除術、生殖腺除去を含む性別適合手術という段階的な手順を踏んで行うことが原則とされていたが、改訂を経て、身体的な治療内容の選択とその順番は当事者の選択によること確認された）、特例法施行後性別取り扱い変更が認められた者は1万人を超えるこ

と、社会のさまざまな分野で性自認に沿った取り扱いを受けることができるようにする取り組みが進められていること、2014年のWHO等の国連関係機関の共同声明や2015年の国連人権高等弁務官の報告書が本件規定に反対していること、性別の取り扱いの変更に関する法を有するヨーロッパ・中央アジアの50余の国のうち40か国余の法が生殖不能を要件としていないことなどが指摘された。

4. 本審判の意義

本決定は、最高裁の2019年決定の枠組みによって判断をしているが、同年の決定よりもより具体的に事実関係を検討し、4号要件の必要性を過度に評価することなく、本人の不利益を適切に評価している。

最高裁は、人権としては、「その意思に反して身体への侵襲を受けない自由」をとりあげるにとどまっていたため、本決定も「その意思に反して身体への侵襲を受けない自由」のみしか人権としては述べていないものの、「本件規定の目的、制約の態様、現在の社会的状況等につき、社会的状況の変化等も踏まえつつ、総合的に較量」する過程において、性別は、社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われるもので、個人の人格的存在と密接不可分のものと述べており、各人の性別、その人にとっての性別を尊重されることが人権であることを認めるのにほぼ等しいことを述べている。

その一方で、本決定が、本件規定を無効とした場合（4号要件を必要としない場合）に想定される弊害等について、丁寧に検討を加えた上で、判断をしている点も評価すべきである。近年、性自認を尊重すると申告のみで性別の変更が可能になるかのような誤った言説がSNSなどで散見されるところであるが、本決定は、「性別の取扱いの変更が認められるために本件規約の定める要件を要しないこととした場合に、そのことによって、軽率あるいは安易な性別の取扱いの変更の申立てがされるなどの弊害を生じることが懸念される状況にあるとは認められず、仮にそのような懸念があるとした場合で

も、別途、性別の取扱いの変更の審判において、性同一性障害の診断をはじめ、他の要件の審理を相応に厳格に行うなどして対応すればよいものと考えられる。」と断じているのである。

5. 最後に

この違憲判断は、当弁護団の取組みだけで実現したものではない。同種の家事審判申立てが2019年に最高裁の決定を迎えたことや現在最高裁で審理されていることといった他の手続き当事者の奮闘をはじめ、国内外の機関の提言、トランスジェンダーの存在や現実の生き方について可視化する取組みが全国で様々に積み重ねられたこと、支援機関や研究者らによりトランスジェンダー当事者の直面する困難が明らかにされてきたこと、俺裁判に数多くのご支援の声を頂いたことなど、無数の人々の取組みが結実したものである。

近年、トランスジェンダーに関して、偏見や真偽不明の情報をもとに恐怖や不安を煽る言説が多く流布されている。そのような言説の存在に目を配りつつも安易に惑わされず、事実と人権に根ざした判断を下した静岡家庭裁判所浜松支部の裁判官らに深い敬意を表す。それとともに他の裁判所においても、同様の正しい判断が続くことを願っている。

そして、特例法の人権侵害性は本件規定によるものだけではない。「現に婚姻をしていないこと」（特例法第3条1項2号）及び「現に未成年の子がいないこと」（同3号）、「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」（同5号）について明確に人権侵害であり早急に廃止すべきと指摘されている。

これら要件がもたらす人権侵害についても解消されるように、司法及び立法が役割を果たすことを求める。

以上